

2022 年 1 月 20 日

金融庁企画市場局総務課調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の一部改正案
に対する意見について

2021 年 12 月 22 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の一部改正案に対する意見

1. 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」

項番	該当箇所	意見	理由
1	第1条（目的等（法第1条関係））	・引続き、金融機関自身の雇用管理情報、株主情報については、本ガイドラインの対象外であって、その取扱いは「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等の共通ガイドラインにもとづき行うという理解でよいか。	・今回の法改正でも、雇用管理情報（従業員情報）、株主情報に関する考え方は従来比不変であることを確認するため。
2	第8条 安全管理措置（法第23条関係）第4項	・物理的安全管理措置について、「個人データの取扱区域等の管理」とはどの程度の範囲までか。例えば取扱区域として当行店舗内とするのか。リモートワーク等、店舗外にあるパソコンから個人データにアクセスする場合についてどのような対応が求められるか。	・適用が及ぶ範囲と講じるべき対応を確認したいため。
3	第8条 安全管理措置（法第23条関係）第6項	・金融分野において想定される、「外国において個人データを取り扱う場合」および「必要かつ適切な措置」の具体例を示していただきたい。	・法第23条の安全管理措置の一環として追加された「外的環境の把握」を実施するための具体的指針としては、抽象的すぎるため。
4	第11条 （個人データ等の漏えい等の報告等（法第26条関係））	・漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会（実際には事業所管大臣）宛の「速報」「確報」の提出方法は、従来から運用している監督官庁宛の報告方法（Eメールでの押印無しファイル送付）でよいか。	・業務上、紙の使用は極力削減しているため。
5	第11条 （個人データ等の漏	・郵便局や宅配業者の誤配達による漏えい等が発生した場合には、「規則第7条」で定める「個人の権利利益を害するおそれが大き	・業務上、多数の顧客情報が掲載される帳票類等を交付する場合は極力郵送扱いとしているが、毎月

項番	該当箇所	意見	理由
	えい等の報告等（法第 26 条関係）	いもの」であっても、個人情報保護委員会（実際には事業所管大臣）宛の報告は不要にしていだけないか。	相当数の誤配達（他責事案）が発生している。業務の性質上、郵便局・宅配業者に対する委託先管理には限界がある。誤配達が発生した場合の「速報」「確報」の提出負荷は大きく、負荷軽減をお願いしたい。
6	第 13 条 外国にある第三者への提供の制限（法第 28 条関係）第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> 法第 32 条第 1 項第 4 号、政令第 10 条第 1 項で、保有個人データの安全管理措置を本人の知る得る状態としなければならないとあり、本ガイドライン第 20 条第 1 項③に「法第 32 条における開示等の手続き等」とあるが、プライバシーポリシーや法律に基づく公表事項に記載する必要はあるか（安全管理措置に関する相談窓口は記載済）。 	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関する Q&A」の Q9-1 では、「必ずしもホームページに掲載しなければならないわけではない。本人の求めに応じ遅滞なく回答する場合も含む」との記載があり、確認したいため。
7	第 13 条 外国にある第三者への提供の制限（法第 28 条関係）第 1 項	<ul style="list-style-type: none"> 法第 28 条では、外国第三者提供の同意を得ようとする場合には、予め施行規則第 17 条 2 項から 4 項までに定められた「情報提供」をすることが義務付けられている。他方で、本ガイドライン第 13 条 1 項によれば、前記の情報提供について、同意書面の中に記載の上で同意を得ることが（法令上は必ずしも求められてはいない追加的な措置として）定められていると理解している（努力義務）。以下の場合についてご教示いただきたい。 ①法令上の情報提供の方法としては、「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」の Q12-10 及び A12-10 にあるように、必要な情報が掲載されたウェブサイトの URL を本人に提供することも一定範囲で認められていると理解しているが、本ガイドライン第 13 条 1 項も踏まえて考えた場合、金融分野における個人情報取扱事業者としては、例えば、紙の同意書面（同意書面と一体と評価できる書面を含む）に必要な情報が記載されたウェブサイトの URL を分かりやすい形で記載 	<ul style="list-style-type: none"> 仮に、情報提供項目をウェブサイト上において表示することとした場合において、当該 URL を示すといったやり方も認められると考えられるが、ウェブサイト上で同意を受け入れる場合のほか、紙や電話録音の場合にも同様に考えられるのか確認したい。

項番	該当箇所	意見	理由
		<p>するなどした上で同意を得るということであれば、努力義務を果たしていると考えてよいか。また、電話録音の場合には、URLを口頭で伝達することになるが、この場合でも、適切にアクセスが可能になるように伝達しておくことであれば、努力義務を果たしていると考えてよいか。</p> <p>②情報提供項目の一つである法第17条2項2号の事由については、個人情報保護委員会においても、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表される予定と理解しているが、①の同意書面（または当該同意書面に記載されたウェブサイトのURL先）に、当該個人情報保護委員会の公表するウェブサイトのURLを記載した上で、同意を得るという方法も認められるか。</p>	
8	第13条 外国にある第三者への提供の制限（法第28条関係）第2項	<ul style="list-style-type: none"> 第2段落冒頭の「事後的に提供先の第三者を特定できた場合」とされているが、「事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合」ではないか確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本項の文脈から「事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合」と考えられるため。
9	第13条 外国にある第三者への提供の制限（法第28条関係）第2項	<ul style="list-style-type: none"> 事後的に提供先の所在する外国を特定できた場合、本人の求めに応じて、施行規則第17条第2項各号に定める情報を提供する必要があるが、当該情報提供方法は、書面によらない方法も認められるという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本項には、事後的に提供先の所在国が特定できた場合の情報提供は書面で行うという規定がないため。
10	第14条 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第31条関係）第1項	<ul style="list-style-type: none"> 個人関連情報の提供先（金融分野における個人情報取扱事業者）が、法第31条第1項第1号の本人同意を取得する際に、本条項に従い「個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的」を書面における記載を通じて本人に認識させた場合には、当該利用目的についてあらかじめ公表している場合でなくても、当該個人関連情報の取得後に改めて、法第21条の対応（当 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり。

項番	該当箇所	意見	理由
		<p>該利用目的を本人に通知し、又は公表すること）を行う必要はないという理解でよいか（上記のとおり認識させた場合には、法第21条に定める利用目的の通知も満たしていると考えられるため）。またこの理解が正しい場合、本条項のなお書きはあくまでも法第21条に関する一般的な注意喚起を示したにすぎないものと理解してよいか。</p>	
11	<p>第14条 個人関連情報の第三者提供の制限等(法第31条関係) 第1項</p>	<p>・「書面による記載を通じて、①対象となる個人関連情報の項目、②個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的を本人に認識させた上で同意を得ることとする。」とされている。個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-7-2-2（2）によると、「提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合には、本人は利用の主体を認識できないことから、提供元の個人関連情報取扱事業者において、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示」することが求められているが、提供元に同意取得を代行させた場合に、提供先を必ずしも書面上に記載する必要まではない（口頭での提供先の明示でも可）という理解でよいか。</p>	<p>・第14条は、提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合も含む規定であるが、その場合に提供先の第三者を書面上に記載することまで求められるかが不明確であるため。</p>
12	<p>第14条 個人関連情報の第三者提供の制限等(法第31条関係) 第1項</p>	<p>・金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の【対応が求められる事項】にある、顧客管理の実施を目的として、改正法施行前に取得している電話番号の疎通確認、使用状況の確認をするため、外部事業者から当該電話番号の使用履歴の情報提供を受けることは、個人情報保護法第19条「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」こと、および同法第23条第1項第1号「法令に基づく場合」に該当し、書面による同意は不要との理解でよいか。</p>	<p>・正確な電話番号が登録されていることを前提に取引関係に入っていることから、その確認に顧客同意は不要と考えられるため。</p>

項番	該当箇所	意見	理由
13	第14条 個人関連情報の第三者提供の制限等(法第31条関係)第1項	<ul style="list-style-type: none"> 書面による顧客同意が必要とした場合、電話番号の使用履歴を確認することが、「お客さまとの取引を円滑に行うこと」など、既存の個人情報の取扱い等に対する同意によって確認済みと評価できるとの理解でよいか。すなわち、改正法附則第5条第1項の「同意があったものとみなす」ことができるとの理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 正確な電話番号が登録されていることを前提に取引関係に入っていることから、その確認は顧客利便性等を考慮して、改めて顧客同意を求める必要はなく、取引開始時等に同意があったものとみなすことが妥当と考えられるため。
14	第14条 個人関連情報の第三者提供の制限等(法第31条関係)第1項	<ul style="list-style-type: none"> 銀行等、金融分野における個人情報取扱事業者がインターネットバンキングへの不正アクセス/不正送金や預金口座のマネー・ローンダリングの検知、未然防止を目的に個人関連情報取扱事業者から端末情報等個人関連情報の提供を受ける場合は個人情報保護法第23条第1項2号「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合」に該当し、当該顧客からの書面による同意は不要との理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットバンキングを利用し、金融犯罪を働く者から不正アクセス等の検知を目的とした個人関連情報の利用の同意を得ることは困難である。 また、左記のような個人関連情報の利用は、個人情報保護に関するガイドライン（通則編）3-1-5(2)に記載されている事例3（事業者間において、暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報について共有をおこなう場合）、または、事例6（不正送金等の金融犯罪事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者提供する場合）に該当すると考えられるため。
15	第14条 個人関連情報の第三者提供の制限等(法第31条関係)第2項	<ul style="list-style-type: none"> 法第31条第2項において読み替えて準用する法第28条第3項に従い、外国にある第三者による相当措置の実施状況を定期的に確認することについて、金融分野における個人情報取扱事業者がこれを行う場合であっても、本ガイドライン第14条2項では「必要に応じて」とあることや外国にある第三者への提供編ガイドライン（令和3年10月一部改正）6-1(1)の記載に沿って考えると、必ずしも「個人データを取り扱う場所に赴く方法又は書面により 	<ul style="list-style-type: none"> 外国第三者提供ガイドライン（令和3年10月一部改正）6-1(1)では、「相当措置の実施状況は、外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、個人データを取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法（口頭による

項番	該当箇所	意見	理由
		報告を受ける方法」による必要はなく、適切かつ合理的な方法である限り、口頭により確認することも可能という理解でよいか。	確認を含む) により確認することが考えられる」とされているため。
16	第20条 個人情報保護宣言の策定（法21条、第32条及び基本方針関係） 第3項	・個人情報保護宣言の望ましい工夫例として、「ポップアップによる同意取得」が記載されているが、どのようなときを想定しているか教えて頂きたい。	・具体的に想定されている事例を確認したいため。

2. 「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」

項番	該当箇所	意見	理由
1	2-4 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・2-4では、「個人データの取扱状況を確認できる手段の整備」として、台帳等の整備を求めているが、今回の法改正に伴い6か月以内に消去する短期保存データも台帳の対象とすると実務的な負担が重く（特に紙文書での保管分）、引続き台帳等を整備する必要があるか確認したい。 ・仮に必要な場合、全てのデータを実務的に管理していくことは困難となるため、「台帳の対象とするのは、反復的かつ継続的な個人データとする」または「台帳の対象は、1か月以上保存する個人データとする」等の基準を設けて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（一般則）に関するQ&A」のQ10-10では、「個人情報取扱台帳を作成することが義務付けられているわけではありません」との記載があり、確認したいため。
2	4-1 個人データ取扱区域等の管理①	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データの取扱区域等について「重要な情報システムの管理区域」の定義をご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用が及ぶ範囲を確認したいため。
3	4-1 個人データ取扱区域等の管理③	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行店舗において、個人毎に間仕切りを設置する等は現実的でなく、取扱区域を執務室全体として管理する取扱いを容認していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行店舗では全員が個人情報を取扱い、同じ書類を別人がチェックする等により業務遂行している。 ・技術的安全管理措置として、権限を有しないものにはシステムのアクセス制限を既に厳格に実施しているため。
4	4-2 機器及び電子媒体等の盗難等の防止②	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の機器でなく、店舗の執務室全体を管理する取扱いを容認していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行店舗等の建物は、建物の施錠、入退管理、ビデオカメラの設置、不審者侵入に対応した警備など厳重に管理しており、現状でも盗難を防止することは可能。
5	4-2 機器及び電子媒体等の盗難等の防止②	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報システムを運用する機器」とは具体的にどこまでを指すのか。テレワーク等で在宅勤務を行う場合のパソコンは該当するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用が及ぶ範囲を確認したいため。

項番	該当箇所	意見	理由
6	4-3 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止②	<ul style="list-style-type: none"> 個人データを持ち運ぶ場合の漏えい防止は電子媒体に限定し、紙媒体（書類等）について緩和措置を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行では、個人情報に記載された申込書、契約書等を日常的に外訪先の顧客から預かっている。申込書等を預かる頻度は高く、都度、封緘・目隠しシールを添付するといった対応は現実的でないため。
7	4-3 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止②	<ul style="list-style-type: none"> 個人データの漏えい等防止策として「書類等の封緘」とあるが、封筒に糊付を行う以上の処理が必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応が必要な範囲を確認したいため。

以 上